

最高裁人調D第000671号

平成24年9月12日

裁判官弾劾委員会委員長 小沢 鋭 仁 殿

最高裁判所長官 竹 崎 博 允

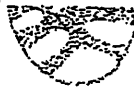
裁判官罷免の訴追請求について

大阪地方裁判所判事補華井俊樹について、下記のとおり弾劾による罷免の事由があると思料するから、裁判官弾劾法第15条第3項の規定により、罷免の訴追をすべきことを求める。

記

被請求人は、平成24年8月29日午前8時30分ころ、大阪府寝屋川市早子町16番11号所在の京阪電気鉄道株式会社京阪本線寝屋川市駅から同市萱島本町198番1号所在の同線萱島駅までの間を走行中の電車内において、乗客の女性に対し、録画状態にした携帯電話機を右手に持って同女の背後からそのスカートの下に差し入れ、同スカート内の下着を動画撮影したものである。

上記行為は、裁判官弾劾法第2条第2号に規定する裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったときに該当する。

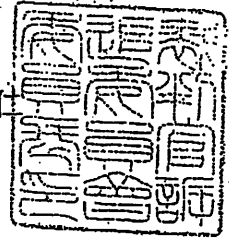


訴発第780号

平成24年11月13日

最高裁判所長官 竹 崎 博 允 殿

裁判官訴追委員会委員長 小 沢 鋭 伸



裁判官弾劾裁判所あて訴追状提出について（通知）

本委員会は、平成24年11月13日の委員会において、裁判官華井俊樹を訴追することに決定し、同日、裁判官弾劾裁判所あて訴追状を提出しましたから、その写しを添えて通知します。



# 訴 追 状

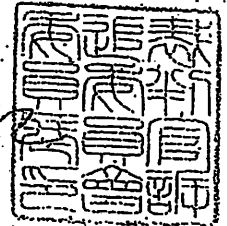
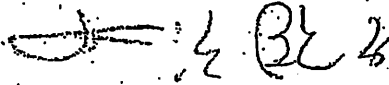
平成24年11月13日

裁判官弾劾裁判所

裁判長 小 川 敏 夫 殿

裁判官訴追委員会

委員長



本委員会は、下記裁判官に別紙「裁判官弾劾罷免訴追の事由書」記載のとおり裁判官弾劾法第2条第2号に該当する事実があったものと認め、同法第14条第1項により同裁判官に対する罷免の訴追をする。

記

被 訴 追 者 大阪地方裁判所判事補

華 井 俊 樹



裁判官弾劾罷免訴追の事由書

本 籍 岐阜県岐阜市柳津町上佐波4丁目317番地  
住 所 大阪府枚方市香里ヶ丘4丁目15番地の2 香里合同宿舎512号室  
被訴追者 大阪地方裁判所判事補

華 井 俊 樹

昭和59年9月26日生

上記の者に対する裁判官弾劾罷免訴追の事由は下記のとおりである。

記

被訴追者は、平成23年1月16日判事補に任命され、同日付けで大阪地方裁判所判事補に補せられ、今日に至っている者である。

被訴追者は、大阪地方裁判所判事補として勤務していた平成24年8月29日午前8時30分頃、大阪府寝屋川市早子町16番11号所在の京阪電気鉄道株式会社京阪本線寝屋川市駅から同市萱島本町198番1号所在の同線萱島駅までの間を走行中の電車内において、乗客の[REDACTED]（当時[REDACTED]歳）に対し、録画状態にした携帯電話機を右手に持って同女の背後からそのスカートの下に差し入れ、同スカート内の下着を動画撮影し、もって、人を著しくしゅう恥させ、かつ、人に不安を覚えさせるような方法で、公共の乗物における衣服等で覆われている人の下着を撮影したものである。

被訴追者の以上の行為は、裁判官弾劾法第2条第2号に規定する裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったときに該当する。

最高裁人調D秘第000519号

(人ろ-09)

平成24年11月14日

大阪高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局人事局長 安 浪 亮 介

裁判官弾劾裁判所あて訴追状提出について（通知）

下記裁判官について、裁判官訴追委員会委員長から別添のとおり通知がありました。

記

大阪地方裁判所判事補

華 井 俊 樹

添付書類

11月13日付け訴発第780号裁判官訴追委員会委員長からの通知書（写し）

11月13日付け裁判官弾劾裁判所裁判長あて訴追状（写し）

(高等裁判所経由)

最高裁人調D秘第000520号

(人ろ-09)

平成24年11月14日

大阪地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 安 浪 亮 介

裁判官弾劾裁判所あて訴追状提出について (通知)

貴庁所属の下記裁判官について、裁判官訴追委員会委員長から別添のとおり通知  
がありました。

記

大阪地方裁判所判事補

華 井 俊 樹

添付書類

11月13日付け訴発第780号裁判官訴追委員会委員長からの通知書 (写  
し)

11月13日付け裁判官弾劾裁判所裁判長あて訴追状 (写し)

弾裁訟日記第6号

平成25年2月12日

最高裁判所長官 竹崎 博 允 殿

裁判官弾劾裁判所参事 石川 隆

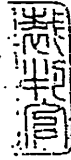


罷免の訴追を受けた裁判官の職務停止について（通知）

被訴追者華井俊樹に対する平成24年（訴）第1号罷免訴追事件について、当裁判所は、別紙のとおり決定しましたので、通知します。

なお、同決定謄本は、平成25年2月6日、被訴追者に送達されました。





平成24年(訴)第1号

## 職 務 停 止 決 定

住 居 大阪府枚方市香里ヶ丘四丁目15番地の2 香里合同宿舍512号室

官 職 大阪地方裁判所判事補

被訴追者 華 井 俊 樹

昭和59年9月26日生

被訴追者に対する罷免訴追事件について、当裁判所は、被訴追者の職務を停止することを相当と認め、裁判官弾劾法第39条により、次のとおり決定する。

### 主 文

当裁判所の終局裁判があるまで、被訴追者の職務を停止する。

平成25年2月4日

裁 判 官 弾 劾 裁 判 所

裁判長裁判員 谷 川 秀 善

裁判員 船 田 元

裁判員 小 川 敏 夫





裁判員 中 谷 元

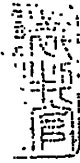
裁判員 棚 橋 泰 文

裁判員 原 田 義 昭

裁判員 古 本 伸一郎

裁判員 西 根 由 佳

裁判員 漆 原 良 夫



裁判員 藤 田 幸 久

裁判員 金 子 洋 一

裁判員 関 口 昌 一

裁判員 藤 井 基 之

裁判員 白 浜 一 良

最高裁人調D秘第47号

(人ろ-09)

平成25年2月14日

大阪高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局人事局長 安 浪 亮 介

罷免の訴追を受けた裁判官の職務停止について（通知）

下記裁判官に対する罷免訴追事件について、裁判官弾劾裁判所参事から別添のとおりに通知がありました。

記

大阪地方裁判所判事補

華 井 俊 樹

添付書類

2月12日付け弾裁訟日記第6号裁判官弾劾裁判所参事からの通知書（写し）